

学校施設等使用料の減免基準について

○ 統一減免基準

	基 準 項 目	団 体 例	使用料等
1 号	市、教育委員会が主催、共催及び委託する事業に使用する場合（後援は除く。）	市、教育委員会 敦賀美方消防組合	免除
2 号	市内の小・中学校、高等学校、大学、幼稚園及び保育園が実施する事業に使用する場合（使用目的、回数について制限あり。）		免除
3 号	市内の青少年健全育成を目的とする団体が、児童生徒を対象とした活動に使用する場合（使用目的、回数について制限あり。）	スポーツ少年団、子ども会、 青少年健全育成市民会議、 海洋少年団、 ボーイ・ガールスカウト	免除
4 号	市内の公共的団体（各組織の上部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合	区長連合会、体育協会、 文化協会、P T A連合会、 身体障害者福祉連合会、 老人クラブ連合会	8 割減免
5 号	市内の公共的団体（各組織の下部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合	地区区長会、体育協会加盟団体、 地区体協、文化協会加盟団体、 単位（地区）老人クラブ、 各 P T A	5 割減免

○ なお、下表に該当する場合は、上記によらず、下表を適用します。

小中学校	統一減免基準第 3 号のうち校区外の団体が 1 日専用または週 4 回以上使用する場合	5 割減免
	統一減免基準第 3 号のうち屋内施設を夜間使用する場合	8 割減免
	統一減免基準第 5 号のうち地区体協が当該校区内の施設を使用する場合（ただし、夜間使用の場合を除く）	全額免除
	統一減免基準第 5 号のうち地区体協が当該校区内の（屋内）施設を夜間使用する場合	8 割減免

- 地区区長会・単位地区老人クラブ・各地区 P T A 等、地区単位の団体が当該校区内の施設を利用する場合、地区体協と同じ扱いをする
- 市立学校、廃校、ハートフル・スクールの施設使用についてこれを適用する